

長野県違反建築物防止週間において、 建築工事現場のパトロールを実施します。

令和3年度長野県違反建築物防止週間における活動として、違反建築物の発生を防止し、良好な市街地環境の形成及び建築物の安全性の向上を図るため、下記により建築工事現場のパトロールを実施します。

1 目的

違反建築物の発生を防止するための監視活動を通じて、良好な市街地環境の形成及び建築物の安全性の向上を図る

2 実施日時

令和3年6月25日(金)午後1時30分から

3 実施主体

木曾建設事務所(整備・建築課職員及び長野県建築指導員)

4 実施内容

木曾建設事務所管内の建築物工事現場の巡視

5 その他

当所では今年度このパトロールを、10月にも実施する予定です。

【参考】違反建築物防止週間における重点事項

- ・建築工事現場の点検により違反建築物の早期発見に努める。
- ・中間・完了検査の受検の促進を図る。
- ・工事現場等における適切な工事監理の徹底を図る。
- ・工事現場等における建築確認表示板の掲示の徹底を図る。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



[長野県は「SDGs未来都市」です]



木曾建設事務所 整備・建築課 建築係
(課長) 西山 広一 (担当) 壁谷 雅之
電話 0264-25-2229 (直通)
F A X 0262-23-3256
E-mail kisoken-seiken@pref.nagano.lg.jp